

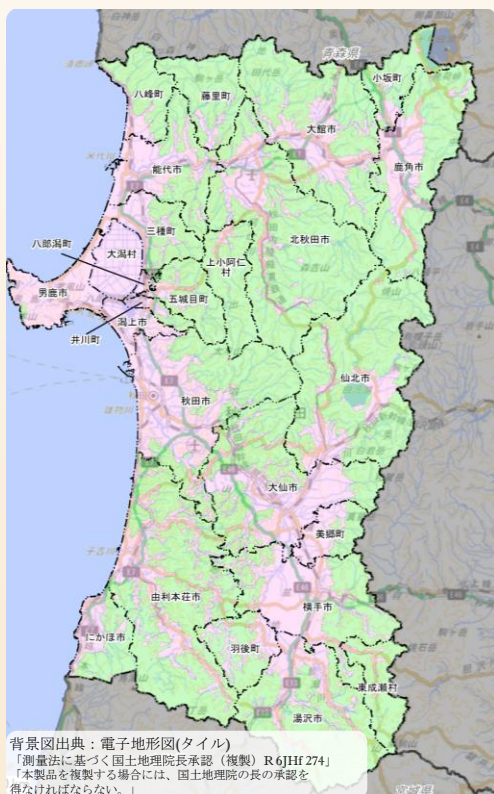
令和7年5月26日から秋田県全域※で 盛土規制法による規制が始まりました！

「盛土等」には許可が必要です！」

※秋田市(中核市)の区域内は「秋田市」が規制を行います

- ◇ 危険な盛土等を規制するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が令和5年5月26日に施行されました。
- ◇ 秋田県では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年5月26日に指定し、規制を開始しています。
- ◇ 令和7年5月26日以降に一定規模を超える盛土等を行う場合、あらかじめ許可等が必要となります。
- ◇ 土地所有者等には盛土等を安全に保つ責務が課せられます。

県内全域が規制区域となります



■ 宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

■ 特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※秋田市(中核市)の区域内は「秋田市」が規制を行います

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

③ 工事着手

●現場での標識掲出

●定期報告※

工事の施行状況について、3ヶ月ごとに報告

●中間検査※

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※一定規模を超える盛土等が対象です。

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

※手続きの詳細等はウェブサイトでご確認ください

秋田 盛土規制法



規制対象行為と必要な手続き

1. 規制対象行為

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) ※対象厚さ30cm超
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの ※対象厚さ30cm超
イメージ図		

2. 区域・規模ごとに必要となる手続き

区域 規模	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
赤文字	許可	届出
青文字	許可	許可

【適用除外】

- 災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事は許可・届出不要
(例)採石法、土地改良法等の他法令で許可等を受けている工事
- 道路、河川その他政令で定める公共の用に供する施設は法の規制対象外



Q1 誰が許可申請を行う必要がありますか？

工事主(盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者)が許可申請を行う必要があります。

Q2 事前相談や許可申請書を提出する窓口はどこですか？

秋田県HPにて、土地の所在地ごとの窓口情報や申請の手引きを掲載しています。該当する届出先区分を確認のうえ、記載する対応窓口へご提出ください。

秋田 盛土規制法



※秋田市の区域に関することは
→秋田市都市整備部都市計画課
☎ 018-888-5764

Q3 あやしい盛土を見つけたらどうすればよいですか？

例えば、道路沿いの平地や農地等に、看板や標識の設置もなく造成された盛土等は、不審な盛土の可能性があります。気になることがありましたら、以下QRコードに通報窓口を用意していますので、こちらからお知らせください。

▶ 通報対象の例



危険な盛土等の通報窓口はこちら↓

